

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月5日

照会部署名 淀川年金事務所厚年適用調査課

照会担当者 飯田 由枝

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 坪田

(案件)

(受付番号) No. 2010-482	任意包括脱退について
------------------------	------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

1. <厚生年金保険法第8条、同法施行規則第14条、健康保険法第33条、同法施行規則第22条>

(既に適用されている) 任意適用事業所の被保険者が、これから国民健康保険組合に加入したい場合、当該事業所は、使用される者の4分の3以上の同意を得て、健康保険のみ任意包括脱退することは可能でしょうか？

見解

健康保険法および厚生年金保険法上、必ず両方脱退しなければならないという条文がないこと、また、厚生年金保険法施行規則第14条に、同時に健康保険の任意包括脱退の認可を申請する事業主は～、厚生年金保険任意適用取消申請書に併記して行うものとする、とされていることから、これを逆に読むと健康保険のみ脱退することも可能かと考えます。

これまで大阪では、任意包括脱退は厚生年金保険と健康保険を両方同時に扱いとされていたかと思いますが、これについては、都道府県によって見解がわかれれるようですので、全国的な統一見解をご教示願います。

2. <厚生年金保険法第6条3項・4項、健康保険法第31条>

また、1で、健康保険、厚生年金保険両方とも脱退しなければならないと

した場合、

国民健康保険組合に加入した従業員が厚生年金保険に加入する際、当該事業所に使用される者（被保険者）の4分の3以上の同意を得て任意包括脱退の認可申請をし、認可をうけた事業主が、当該事業所に使用される者の2分の1以上の同意を得て、任意適用の認可申請をすることとなると思いますが、この場合の任意適用の認可は可能でしょうか？ご教示願います。

(回答)

健康保険法第33条及び厚生年金保険法第8条において、厚生労働大臣の認可を受けた際に当該事業所を適用事業所でなくすることができると規定されている。その場合、当然にそれぞれの法における適用の取消について申請・認可を行うものであり、一方の決定を受け、もう一方もそれに付随するというものではない。健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項に規定される強制適用事業所とは異なり、任意の申請により適用等の認可を受けるものである。

そのため、健康保険若しくは厚生年金保険のいずれか一方の任意包括事業所の適用取消の申請による認可を受けることは可能である。

また、健康保険法第31条及び厚生年金保険法第6条第3項及び第4項における適用の申請による認可も同様である。

(なお、回答については厚生労働省年金局事業管理課確認済であることを申し添える。)

回答日 平成23年 6月23日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一 般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

坂東